

フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 第54回 「繰延資産」
 (※ 繰延資産に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

【STEP1】 繰延資産の計上時の会計処理

(1) 繰延資産の内容

繰延資産として計上できる項目の内容は、以下のとおりである。

No	項目	説明
①	株式交付費	株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料、証券会社の取扱手数料、目論見書・株券等の印刷費、変更登記の登録免許税、その他株式の交付等のために直接支出した費用。 ※なお、株式の分割や株式無償割当てなどに係る費用は、繰延資産には該当せず、支出時に費用(販管費又は営業外費用)として処理する。
②	社債発行費等(新株予約権の発行に係る費用を含む)	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料、証券会社の取扱手数料、目論見書・社債券等の印刷費、社債の登記の登録免許税その他社債発行のため直接支出した費用。
③	創立費	会社の負担に帰すべき設立費用、例えば、定款及び諸規則作成のための費用、株式募集その他のための広告費、目論見書・株券等の印刷費、創立事務所の賃借料、設立事務に使用する使用人の給料、金融機関の取扱手数料、証券会社の取扱手数料、創立総会に関する費用その他会社設立事務に関する必要な費用、発起人が受ける報酬で定款に記載して創立総会の承認を受けた金額並びに設立登記の登録免許税等。
④	開業費	土地、建物等の賃借料、広告宣伝費、通信交通費、事務用消耗品費、支払利子、使用人の給料、保険料、電気・ガス・水道料等で、会社成立後営業開始時までに支出した開業準備のための費用。
⑤	開発費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓等のために支出した費用、生産能率の向上又は生産計画の変更等により、設備の大規模な配置替えを行った場合等。ただし、経常費の性格をもつものは開発費には含まれない。 (「研究開発等に係る会計基準」の対象となる研究開発費については、開発費には含まれない)

(2) 繰延資産の会計処理

繰延資産の会計処理は、以下のとおりである。

No	項目	原則	容認
①	株式交付費	支出時に営業外費用として計上	繰延資産として計上可。ただし、株式交付から3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却する。
②	社債発行費等(新株予約権の発行に係る費用を含む)		繰延資産として計上可。ただし、社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり利息法により償却する。 新株予約権の発行に係る費用は、新株予約権の発行のときから、3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却する。 新株予約権付社債で、一括法により処理するときは、当該新株予約権付社債の発行に係る費用は、社債発行費として処理する。
③	創立費		繰延資産として計上可。ただし、会社の成立のときから5年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却する。
④	開業費	支出時に営業外費用として計上(ただし、販管費としても計上可)	繰延資産として計上可。ただし、開業のときから5年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却する。
⑤	開発費	支出時に売上原価又は販管費として計上	繰延資産として計上可。ただし、支出のときから5年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法等により償却する。

【STEP2】 繰延資産計上後の会計処理

繰延資産計上後は、上記【STEP1】(2)の容認処理に従い、償却する。なお、繰延資産計上後、支出の効果が期待されなくなった繰延資産は、その未償却残高を一時に償却しなければならない。